

# 運転中は柵内立入禁止

## 産業用ロボット特別教育修了者が作業を行うこと



- ・ロボットは自動制御により、いつ動き出すかわかりません。
- ・労働災害を防止するため、労働安全衛生法・労働安全衛生規則で決められている内容を必ず守りましょう。
- ・付属マニュアル「安全編」を定期的に熟読し、より安全にご使用ください。

## 違反作業は最悪死亡事故につながる！！



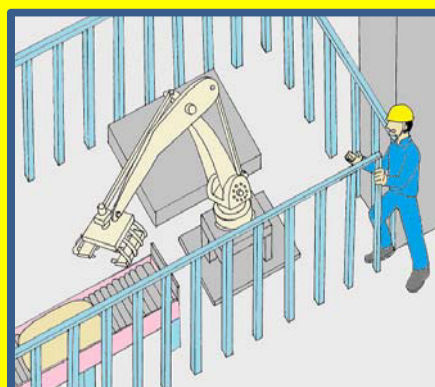
運転中はパレット搬入出口から入らない。

(安衛則第150条5項)



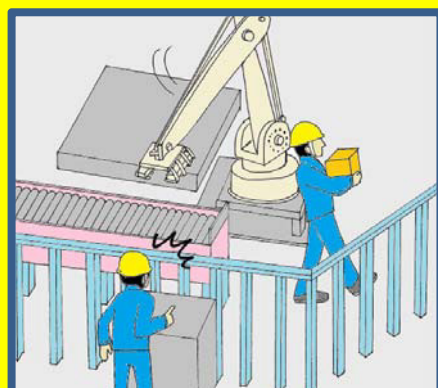
侵入防止柵内に入る際は、制御盤上のキースイッチを必ず抜いて携帯する。

(安衛則第150条5項)



侵入防止柵の隙間から入らない。

(安衛則第150条5項)



設備を稼働させる前に侵入防止柵内の人の状況を確認する。

(安衛則第150条5項)

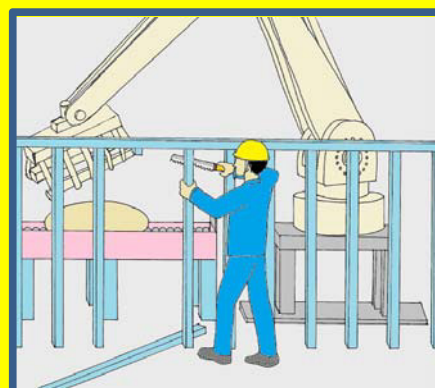


ドアを開けての  
キー差し込み禁止



ドアが開いた状態で侵入防止柵のドアキーを差したまま運転しない。

(安衛則第150条5項)



侵入防止柵を改造・乗り越えたりしない。

(安衛則第150条5項)